

出勤手当過払い金返還請求事件の控訴について

令和6年12月25日の出勤手当過払い金返還請求事件の判決に対し、原告が控訴しました。

■控訴を提起した日 令和7年1月22日（水）

■控訴状を受理した日 令和7年4月11日（金）

■控訴を提起した者（控訴人） 市内在住者

■控訴の相手方（被控訴人） 中津川市

■本件の概要

- ・原告は、令和2年10月16日、中津川市監査委員に平成31年度（令和元年度）の中津川市消防団員に支払われた出勤手当が過払いであるとの住民監査請求を行った。
- ・同年12月15日、監査委員は、市長に対し、消防団に出勤手当の過払い金（794,750円）を返還請求するよう勧告した。
- ・令和3年1月31日、市長は、監査委員により勧告された過払い金の返還請求について、運用基準に従って出勤手当の支払を行っており過払いは生じていないという理由で、消防団に返還の請求は行わないこととした。
- ・同年2月10日、原告は、中津川市に対し中津川市消防団員に出勤手当過払い金の返還請求をするよう岐阜地方裁判所に訴訟を提起した。

■一審(岐阜地方裁判所)の判決内容

- ・判決言渡日：令和6年12月25日
- ・判決主文：1 原告の請求をいずれも棄却する。
2 訴訟費用は原告の負担とする。

■控訴状における「請求の趣旨」

- ・原判決を取り消す。
- ・被控訴人は、中津川市消防団員112人に出勤手当過払い金794,750円の返還請求せよ。
- ・訴訟費用は、第1審、第2審を通して被控訴人の負担とする。

■市長コメント

訴訟代理人（顧問弁護士）と相談しながら対応してまいります。

お問い合わせ先

中津川市消防本部 警防課 担当者：栗本
電話：0573-66-1194（直通） E-mail:keibo@city.nakatsugawa.lg.jp